

スマート農業に関する普及啓発業務に係る 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

県では、令和7年度から農業者が適切にスマート農業の導入が図られるよう官民が連携し、スマート農業技術の導入を推進する「福島県スマート農業普及推進プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）」を設置するとともに、セミナーやイベントの開催を通じ、スマート農業の普及啓発を図ることとしています。

本要領は、この普及啓発に関する業務の委託候補者を決定するための公募型プロポーザルに関し必要な事項を定めたものです。

2 事業概要・仕様

(1) 委託事業名

スマート農業に関する普及啓発業務

(2) 見積限度額

3, 200千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含みます。

(3) 業務内容

別紙「スマート農業に関する普及啓発業務委託仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

(4) 委託契約期間

契約の日から令和8年3月10日（火）まで

3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たした者としします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。

(8) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

4 スケジュール

項目	日程
プロポーザル募集要領のHPによる公表 応募受付開始	令和7年3月24日（月）
質問書の受付期限	令和7年4月 4日（金）
質問書への回答	令和7年4月 9日（水）
参加表明書の申込期限	令和7年4月14日（月）
企画提案書の提出期限	令和7年4月25日（金）
一次審査結果の発表及び通知	令和7年5月13日（火）
二次審査会（プレゼンテーション）	令和7年5月20日（火）
二次審査結果の通知	令和7年5月23日（金）
契約締結	令和7年6月頃

5 質問書の受付

(1) 受付期間

令和7年3月24日（月）～令和7年4月4日（金）17時まで（必着）

(2) 提出書類

質問書（第1号様式）

※ 様式については、福島県農林水産部農業振興課のホームページ
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021a/>) からダウンロードして
入手してください。

(3) 提出方法

郵送、持参又は電子メールによること。

※ 電子メールで送信後は、電話で着信確認してください。

(4) 回答

提出されたすべての質問及び回答は、令和7年4月9日（水）を目途に農業
振興課ホームページに掲載します。

6 参加申込み

(1) 提出期限

令和7年3月24日（月）～令和7年4月14日（月）17時まで

(2) 提出書類

ア 参加表明書（第2号様式）

イ 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット（1部）等

※ 様式については、福島県農林水産部農業振興課のホームページ
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021a/>) からダウンロードして
入手してください。

(3) 提出方法

送付、持参、又は電子メールによること。

※ 電子メールで送信後は、電話で着信確認してください。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年4月25日（金）17時まで（必着）

(2) 企画提案書

ア～カに記載した内容を踏まえた企画提案書としてください。

フォントの大きさは11ポイント以上としてください。

様式は任意としますが、全体でA4判横の両面10枚以内（20頁以内）として
ください。（表紙はカウントしません。必要に応じてA3判の折り込みも可とし

ますが、片面2頁としてカウントします。)

ア 企画提案書は仕様書に記載している内容を円滑かつ着実に、また効果的に遂行するために、事業目的や業務内容を踏まえた提案を記載してください。

イ セミナーの実施については、具体的な内容を記載して提案してください。

ウ 契約締結後から履行期限までの間で、取組内容についてどのようなスケジュールで進めるのかを提示してください。

エ 当事業の目的を達成するための業務実施体制について提示してください。

また、本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属・氏名を明記してください。

オ 積算内訳書を提示してください。記載にあたっては、それぞれの費目ごとの内訳がわかるよう記載してください。(講師謝金、機材費、人件費、交通費、通信費、運搬費、印刷費等)

カ 県や市町村から受注した委託事業実績一覧(令和2年度～令和6年度)を提示してください。

(3) 提出方法

送付又は持参(FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。)

(4) 提出部数

提出部数は10部とします。

※ 提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払いは行いません。また、提出書類等は返還しません。

8 審査に関する事項

(1) 審査方法

県が別に定める「スマート農業に関する普及啓発業務に係る公募型プロポーザル審査実施要領」に基づき、審査基準(別記)に基づく審査を行い、基準点以上の者の中から総合点数が最も高い提案者を契約候補者として選定します。

ア 一次審査

参加者の企画提案書について審査基準(別記)に基づき書面審査を行い、二次審査におけるプレゼンテーション対象者を選定します。

なお、二次審査の対象として、原則5者までとして選定します。

イ 二次審査

一次審査で選定された対象者が、企画提案書のプレゼンテーションを実施します。県は、プレゼンテーションをもとに総合的に評価し業務委託候補者(随意契約の候補者)を選定します。

(2) 一次審査結果の発表及び通知

ア 期日

令和7年5月13日（火）（予定）

イ 発表方法

企画提案書を提出した参加者に対して、書面で通知します。

(3) 二次審査会

ア 期日

令和7年5月20日（火）（予定）

※ 正式な開催日時及び場所は別途通知します。

イ 発表時間

プレゼンテーション時間は20分以内（12分以内の説明、8分以内の質疑）とします。

ウ その他

会場に入室できる人数は3名までとします。

参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可としますが、追加資料の配付は認めません。

9 審査結果の発表及び通知

(1) 期 日：令和7年5月23日（金）（予定）

(2) 発表方法：二次審査会参加者全員に対し、書面で通知します。

審査結果は農業振興課のホームページに掲載し、業務委託候補者を公表します。

10 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とします。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とします。

- (1) 2・3・6・7を満たしていないもの
- (2) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 予算が超過しているもの

11 契約手続

本事業に関して最も優れた提案を行った者（契約候補者）と業務委託契約の見積合わせを実施します。

なお、この手続きに参加した者が、3の(1)から(3)のいずれかを満たさないこととなった場合、又は見積合わせの結果、契約締結まで至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがあります。この場合、次点者と契約の見積合わせを行います。

また、本事業の業務委託仕様書は契約候補者が提出した企画提案書をもとに作成しますが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託書を作成することがあります。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合、次点者と協議を行います。

12 その他

- (1) 採用した作品等の権利は、すべて福島県に帰属するものとします。
- (2) 企画提案のあった規模等を下回ることはできないため、実現可能な提案としてください。
- (3) 仮に、実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能ですが、内容によっては、委託料の減額となる場合があります。

13 参加表明書、企画提案書等の提出先及び問い合わせ先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号(西庁舎9階)

福島県農林水産部農業振興課(担当:藤家、山田、鈴木)

電話 024-521-7344

E-mail nougyoushinkou@pref.fukushima.lg.jp

(別記)

審査基準

1 評価項目

評価項目	評価の視点	配点
1 事業の考え方	・本県のスマート農業の取組状況と、理解促進や普及拡大を図るための考え方は妥当か 等	10点
2 事業の内容	・仕様書に記載した業務の内容が満たされているか。その内容が優れているか ・セミナー等の開催時期・開催場所は、対象とする農業者が参加しやすいものとなっているか ・セミナー等の内容は具体的であり、農業者等が関心を持って参加してもらえる内容となっているか ・セミナーで想定している講師は、テーマの内容に適した人材となっているか ・独自提案の内容は農業者や県にとって有益なものとなっているか 等	50点
3 事業実施のスケジュール	・事業の履行の確実性があるか 等	10点
4 事業の実施体制	・実施体制、業務遂行能力は十分か 等	10点
5 事業費の妥当性	・事業費は妥当なものになっているか	20点

2 業務委託候補者の決定について

- (1) 各審査委員の評価点数の合計得点が最も高く、最低基準点以上の合計得点である者を業務委託候補者（単独随意契約の予定者）とする。
- (2) 配点の上限（100点）に審査委員数を乗じた配点合計の60%を最低基準点とする。
- (3) 合計得点が最も高い者が二者以上あるときは、審査委員会において協議した上で、多数決により決定する。